

平成15年度

建設技術研究開発助成制度

募 集 要 領

国 土 交 通 省

大臣官房技術調査課

## 1. 制度の趣旨

建設分野の技術革新を推進するため、国土交通省の所掌する建設技術の高度化及び国際競争力の強化、国土交通省の実施する研究開発の一層の推進等に資する研究開発を提案公募の形式により研究開発活動に携わる者から広く募り、優秀な提案について研究開発費を助成するため、予算の範囲内において、補助金（建設技術研究開発費補助金）を交付します。

## 2. 制度の概要

### 2.1 公募対象分野

#### 2.1.1 一般分野

国土交通省の所掌する建設技術に関する研究開発で、以下のテーマのいずれかに該当するものを対象とします。なお、要素技術の開発（例えば、非破壊検査技術、ロボット施工技術など）も対象となります。ただし、2.1.2に掲げるテーマに該当する研究開発は除きます。

安全で豊かな住宅・社会資本の整備に資する研究開発

災害に強く安全で、美しい日本の再生と都市の再構築等による質の高い生活の基盤創成など、住宅・社会資本整備のための研究開発を対象とします。

環境問題解決のための研究開発

地球環境問題の解決、生活環境の改善、循環型社会の構築及び自然共生型社会の構築のための研究開発を対象とします。

住宅・社会資本整備のためのソフト・ハードの情報技術推進に資する研究開発

住宅・社会資本に係る高度情報化技術及び生活者とのコミュニケーション技術などの人文・社会科学と連携したソフト技術の推進に資する研究開発を対象とします。

#### 2.1.2 総合技術開発プロジェクト関連分野

国土交通省の実施する総合技術開発プロジェクト(以下「総プロ」という。)に関連し、総プロの成果の獲得や成果の普及、成果に基づく施策の実施に一層の効果が期待される以下のテーマのいずれかに該当するものを対象とします。なお、本制度による成果は総プロから独立したものであり、被交付者に帰属するものとなります。

#### 自然共生型国土基盤整備技術の開発に資する研究開発

水循環や生態系の回復・再生を通じて流域圏の観点からの自然共生型都市再生を実現していく国土整備プログラムを開発することを目的に実施する総プロ「自然共生型国土基盤整備技術の開発」の推進に資する以下の研究開発を対象とします。(参考資料1参照)

- ・ 汚濁負荷低減のための浄化手法に関する研究開発  
都市等における雨水排出による面的汚濁源の制御のため、土壌など自然の機能を活かした浄化機構を用いた安価かつメンテナンスが容易な浄化施設・システム等の開発により、流域圏・都市の水環境への汚濁負荷の一層の低減に資する研究開発
- ・ 面的汚濁負荷の変容メカニズム及び流出過程の解明に関する研究開発  
流域圏における物質循環の健全化のため、農地・林地等からの面的汚濁負荷物質の変容過程や流出過程を現地観測やモデル構築等によって把握し、土地利用に応じた物質の流出特性を解明する研究開発
- ・ 生物多様性評価のための環境モニタリングシステム開発  
動植物/生態系分野における環境調査のコスト削減と評価手法の高度化を目的とした、映像、音声、電波通信などIT技術による生物分布情報の自動モニタリングシステムに関する研究開発

#### 社会資本ストックの管理運営技術の開発に資する研究開発

今後の土木構造物・建築物・住宅等の社会資本ストックの管理運営について、環境及び財政面の厳しい制約下で、ストック維持・活用型への本格的な転換を図るため、社会資本の戦略的なストックマネジメント計画技術を開発することを目的に実施する総プロ「社会資本ストックの管理運営技術の開発」の推進に資する以下の研究開発を対象とします。(参考資料2参照)

- ・ 社会資本ストックのライフサイクルコスト低減手法に関する研究開発  
土木構造物・建築物・住宅等を対象に、持続可能な社会資本サービスを実現するために、構造的・社会的寿命の長期化を図る技術、またはライフサイクルを通じての維持管理コスト及び環境負荷を抑制するための新たな技術(既往の技術を組み合わせた技術も可能)に関する研究開発
- ・ 環境負荷をライフサイクルマネジメントに取り入れるための評価手法に関する研究開発  
土木構造物・建築物・住宅等を対象に、ライフサイクルを通じて発生する環境負荷を管理運営の意志決定に反映するために、ライフサイクルにおける維持・補修・改修・転用・更新等の様々な局面において発生する環境負荷を定量的に評価する技術に関する研究開発

## 2.2 交付申請者の資格

研究開発課題の応募・提案を行うとともに、提案課題が採択された場合には、提案全体に関して責任を負う者です。

補助金の交付を受けることができる者は、以下のいずれかに該当する者とします。ただし、研究開発の実施に当たり、これらに該当しない者の協力を受けることを妨げません。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は同附属試験研究機関に所属する研究者(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する一般職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。)

(イ) 研究を主な事業目的としている民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された公益法人又は当該法人に所属する研究者

(ウ) その他大臣が適当と認める法人又は当該法人に所属する研究者(なお、当該認定は、4.1の建設技術研究開発助成制度評価委員会において、採択候補課題の審査と併せて、実施する当該法人等の実績、体制等が課題の遂行に必要な不可欠であることが評価された上で、最終的に大臣が適当と認めることとなります。)

(エ) 上記に該当する研究者2人以上が同一の研究開発を共同で行う場合は、当該研究開発の代表者

## 2.3 研究開発の期間

補助金の交付を受けることができる研究開発の期間は、原則として単年度とします。ただし、特段の理由がある場合は最長3年までの研究期間を認めることがあります。なお、研究開発の期間が複数年で、研究開発の交付継続を希望する場合は、その継続を審査するために翌年度にそれまでの成果等を報告していただくこととなります。

## 2.4 補助規模(応募申請額)

1 提案当たり1年間で10,000千円以上、50,000千円までとします。ただし、交付申請者が法人の場合は、1提案当たり1年間で30,000千円以上、50,000千円までとします。なお、補助規模は、3.1の直接研究費と3.2の間接経費の合計額となります。

## 2.5 補助規模(総額)

一般分野は総額148,000千円程度、総合技術開発プロジェクト関連分野の で総額55,500千円程度、 で総額27,750千円程度の規模を予定しています。

### 3. 補助金の範囲

研究開発計画の遂行に必要な経費及び研究開発成果のとりまとめに必要な経費として以下の経費を計上できます。なお、以下の直接研究費と間接経費(直接研究費の30%相当)の合計が補助金の申請額となります。

応募に当たっては、研究開発期間における所要経費の概算を提出していただきますが、補助金は、提案書に記載された金額及びプロジェクトの研究開発計画等を総合的に考慮して決定しますので、必ずしも当初の提案書の額とは一致しません。

なお、本制度の補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「建設技術開発費補助金交付要綱」及び「建設技術開発費補助金取扱細則」に基づいた適切な経理を行わなければなりません。

#### 3.1 直接研究費

##### (ア) 設備備品費

研究開発に供する器具機械類その他の備品並びに標本等で、その性質及び形状を変ることなく長期の使用に耐えるものの代価です。社内調達の場合は製造原価で購入します。

なお、価格が50万円以上の研究開発設備は原則リース等で調達(「その他」の支出費目に計上。)してください。リース等での調達が困難な場合は、その理由書及び機種選定理由書を様式(B-4)に添付して申請することができます。

研究開発設備の購入経費は、各年度の補助金の90%を超えない範囲とします。ただし、90%を超える場合であっても、研究開発に必要な試作機の製作に係る設備の購入のように、研究開発計画そのものの性格、内容に由来するものである場合には、単なる設備購入の計画でないことの説明書を、様式(B-4)に添付して、申請することができます。

##### (イ) 消耗品費

事業用等の消耗器財、その他の消耗品の代価及び備品に付随する部品等の代価です。社内調達の場合は製造原価等の実費で購入します。

##### (ウ) 旅費

研究開発に参加する者が研究開発を行うために直接必要な国内旅費及び外国旅費(一行

程につき最長2週間程度のものに限る。)が対象となります。

#### (エ) 謝金・賃金

謝金：当該研究開発を遂行するための資料整理、実験補助、研究資料の収集等の単純労働（「時間給」又は「日給」）及び専門的知識の提供等、当該研究開発に協力を得た人（研究開発に参加する者は除く。）に支払う経費です。

賃金：被交付者が民間企業の場合、当該研究開発を遂行するための資料整理、実験補助、研究資料の収集等を目的とした研究補助者（アルバイト）を雇用した時の「時間給」又は「日給」の部分を指します。雇用に伴う諸手当及び社会保険料等の研究開発遂行に関連のない経費は、企業の負担となり、本補助金では支払えません。

#### (オ) 役務費

当該研究開発を遂行するために必要な器具機械等の修繕料、各種保守料、洗濯料、翻訳料、写真等焼付料、鑑定料、設計料、試験料、加工手数料です。また、被交付者が民間企業の場合、研究開発の本質をなす発想を必要としない定型的な業務であれば社内発注ができます。この場合の支払額は人件費においては実働に応じたもの、消耗品費等は実費に限ります。

ただし研究開発そのものを発注すると、交付申請者の要件に該当しなくなりますのでご注意ください。

#### (カ) 委託費

本補助金においては、研究開発に必要であるが、研究開発の本質をなす発想を必要としない定型的な業務を他の機関に委託して行わせるための経費を指します。なお、当該経費を計上する場合は、別途協議が必要となります。

また、研究開発そのものを発注すると、交付申請者の要件に該当しなくなりますのでご注意ください。

#### (キ) その他

設備の賃借（リース）研究開発活動を遂行するための労働者派遣事業を営む者から期間を限って人材を派遣してもらうための経費（「科学に関する研究の業務」等に限る。）文献購入費（購入価格）光熱水料（専用のメーターのある場合に限る。実際に要する経費の額を申請。）通信運搬費（実際に研究開発に要するものに限る。）印刷製本費、借料・損料、会議費、送金手数料、収入印紙代、知的財産権の出願・登録経費（当該研究開発開始後の成果で、補助金使用に関わるものに限る。一件あたり38万円を限度とする。）等の雑費を計上できます。

### 3.2 間接経費

管理部門の経費（管理経費）並びに複数の研究者が共通的に使用する施設及び情報基盤に係る経費（共通業務費）等、研究開発の実施を支えるための経費として、直接研究費の30%相当の間接経費を計上してください。

### 3.3 申請できない経費

本補助金は、当該研究開発計画を遂行する上で必要な一定の研究組織、研究用施設及び設備等の基盤的研究環境が最低限確保されている研究機関の研究者又は公益法人等を対象としているので、研究開発計画の遂行に必要な経費であっても、次のような経費は申請することはできませんので留意してください。

#### （ア）建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請できます。

#### （イ）研究開発に参加する研究者の人件費

交付申請者及び共同研究者として参加する者の人件費、企業における人件費も含まれます。

#### （ウ）研究補助者等に支払う経費のうち、労働の対償として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）

ただし、労働者派遣事業者との契約により研究者等を受け入れるために必要な経費については申請できません。

#### （エ）国内外を問わず、単なる学会出席のための旅費・参加費

ただし、補助金の対象となった研究開発の成果発表を行う場合は申請できます。

#### （オ）研究開発中に発生した事故・災害の処理のための経費

#### （カ）その他、当該研究開発の実施に関連性のない経費

## 4. 審査方法等

### 4.1 審査方法

採択候補課題の審査は、国土交通省に設置する専門家からなる建設技術研究開発助成制

度評価委員会（以下「委員会」という。）において行われる予定です。なお、委員会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには応じませんので予めご了承ください。

また、採択課題は決定後、公表する予定です。

#### 4.2 審査手順

提出された提案書について、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、提案書の内容について社会性、技術革新性、実現可能性の観点から審査をし、採択課題を決定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合もあります。（ヒアリングを実施する場合は、平成15年5月下旬頃実施の予定です。）

#### 4.3 審査基準

以下の（ア）から（ウ）の視点から総合的に審査します。ただし、2.1.2の総合技術開発プロジェクト関連分野については、（エ）の視点も含めて審査します。

##### （ア）社会性

社会的ニーズがあり研究開発の成果が実用化されることにより、単に住宅・社会資本整備の分野にとどまらず、国民生活、経済活動への波及効果が具体的に想定されるか否かなどについて審査します。

##### （イ）技術革新性

学術的研究及び特許等に係る技術の応用・改良等をもって建設分野の技術革新を推進し、既存の技術に比べてどの程度の新規技術開発要素が認められるか否かなどについて審査します。

##### （ウ）実現可能性

提案された研究開発目標の達成が技術的に可能であるか否か及び提案者が研究開発を実施するだけの研究開発計画、経費、研究開発体制を整えているか否かなどについて審査します。

##### （エ）総プロによる研究開発との適合可能性

関連するそれぞれの総プロの研究開発方向や研究開発全体の枠組みへの適合の可能性など、総プロと合わせて効果的な成果の獲得が見込まれるか否かなどについて審査します。



## 5．提案の採択及び採択された提案の取扱い等

審査結果については、交付申請者に通知し、採択課題については、採択課題名、交付申請者名及び交付予定額を国土交通省のホームページ等で公表します。

## 6．被交付者の責務

本補助金の交付決定を受けた場合、被交付者は、以下の条件を守らなければなりません。

### (ア) 研究開発の推進及び管理

研究開発推進上のマネジメント、研究開発成果の発表等、研究開発の推進全般について責任を持っていただきます。特に、交付申請書の作成や定期的な報告書等の提出、補助金の経理管理・運営等については、被交付者の責任の下一括して行うようにしていただきます。

### (イ) 知的財産権の帰属等

研究開発により生じた特許等の知的財産権は、被交付者に帰属します。なお、国土交通省は特許等の出願・登録状況を自由に公開できるものとします。

なお、被交付者が研究開発の成果に係る特許権等の知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者から相当の対価の支払いを受けることを契約等において定めた上で行わなければなりません。

### (ウ) 研究開発成果報告書の作成

当該年度に行った研究開発によって得られた成果について研究開発成果報告書を作成し提出していただきます。また、研究開発期間終了後、当該研究開発期間に行った研究開発によって得られた成果について、総合研究開発報告書（冊子体）を作成し提出していただきます。

なお、国土交通省は提出された研究開発成果報告書及び総合研究開発報告書を自由に公開できるものとします。

### (エ) 研究開発成果の発表

得られた研究開発成果については、国内外の学会、マスコミ等に公表し、積極的に研究開発成果の公開・普及に努めていただきます。また、研究開発期間終了の後の翌年度に、研究開発成果の報告会を開催しますので、得られた研究開発成果について発表していただきます。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による研究開発成果の発表に際しては、当該補助金の成果であることを必ず明記し、公表した資料については提出していただきます。

(オ) 実用化(収益)状況の報告

研究開発期間中及び研究開発終了後の5年間、各年度における研究開発の成果の実用化(収益)状況を報告していただきます。

(カ) 研究開発成果の収益納付

研究開発終了後の5年間において、研究開発の成果の実用化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該研究開発の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合、交付した補助金の額を限度として、その収益の一部を国に納付していただくことがあります。

(キ) 取得財産の管理

研究開発により取得した財産の所有権は被交付者に帰属します。ただし、当該研究開発により取得した財産又は効用の増加した財産については、研究開発の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

また、取得財産のうち、取得価格および効用の増加した価格が50万以上のものについては、国土交通大臣(以下「大臣」という。)の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはなりません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることを条件とします。

(ク) その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

## 7. 研究開発成果の評価

当該研究開発期間中において、会計年度終了後、委員会で研究開発成果の評価を行うとともに、補助金の配分の妥当性などについて評価を行います。

## 8. 応募方法

本制度に研究開発課題に応募される方は、別添「応募書類の作成・記入要領」により規定された書類を必要部数そろえた上、国土交通省大臣官房技術調査課あてに郵送等により提出してください。

応募期間は、平成15年4月1日(火)から4月30日(水)(当日消印有効)とします。

(応募書類の差し替えは固くお断りします。)

#### 注意事項

- ア) 同一の研究内容で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている研究開発の提案は認めません。
- イ) 同一の提案者が同一の研究開発内容を重複して提案することはできません。
- ウ) 応募された提案書類について、募集要領に従っていない場合や、不備がある場合、また、提案書の記述内容に虚偽があった場合は、提案を原則無効とします。
- エ) 提案書類をはじめ、提出された応募関係書類はお返ししませんので、その旨予めご了承ください。
- オ) 採択された研究開発については、その研究開発計画の概要を公表することがあります。

#### 9. その他

本補助金の交付を受けた者は、本制度による当該研究開発の成果である特許権等の使用が想定される国の直轄工事若しくは直轄調査の入札又は当該特許権等を用いて製造される製品に係る国の物品調達の入札に参加しないことを条件とします。

#### 10. 問い合わせ先・応募書類の郵送先

本制度に関する問合せ先及び応募書類の送付先は次のとおりです。

〒100-8918 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号 国土交通省大臣官房技術調査課 建設技術研究助成制度提案公募係 電話番号：03-5253-8111（内線22344，22346） FAX：03-5253-1536 ホームページ： <a href="http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/13/130320_.html">http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/13/130320_.html</a> （応募様式のダウンロード可能） 受付時間：9：30～17：45（土日曜、休祝日除く）
---